

# 枚方市立樟葉西小学校 危機管理マニュアル

令和6年4月改訂版

## 1 学校の危機管理について

## 2 想定される危険

- (1) 緊急時引き渡しマニュアル
- (2) 地震
- (3) 大雨・暴風・洪水・雷・竜巻等の気象変災時
- (4) 火災
- (5) 不審者
- (6) Jアラートを通じてミサイル発射情報が発信された場合
- (7) 児童の行方不明
- (8) 健康危機発生時（大きなケガ・アナフィラシー・心停止など）
- (9) 理科室での事故
- (10) 虐待
- (11) 情報漏えい（ウイルス・USB紛失等）
- (12) 感染症対策

## 1. 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、子どもや教職員等の生命や心身の安全を確保することである。そのため危険をいち早く発見して事件・事故等（いじめ事象や健康危機含む）の発生を未然に防ぐことが第一である。併せて万が一事件・事故等が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。さらには事件・事故等の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも危機管理の目的である。

## 2. 危機管理のあり方

- ①学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長・教頭あるいは首席・教務主任・生徒指導主担者が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定する必要がある。
- ②危機管理マニュアルは作成し備え付けることは不可欠であるが、機能するような訓練実施と共に、訓練によって得られた課題をもとに改善していく必要がある。
- ③危機に直面した場合、見過ごしや判断の誤りが重大な問題に発展するという認識が必要である。状況把握を何よりも優先し、危機対応時の行動について教職員は十分留意しなければならない。そのためには「組織人としての自覚」「報告・連絡・相談」の意識の向上に努め、役割分担を通して組織的に動く必要がある。早期に正確な情報収集を行い、見通しの利く状況認識の下に意思決定を行うことが求められるので、日常における学校全体の危機管理能力の向上が大切である。

## 3. 危機管理の実際

- ①教職員は、日頃から子どもへの危機管理意識を高め、安全に対する知識・技能・習慣・態度を身につけるとともに、子ども自身に「自分の命は自分でも守る」と言う意識を持たせることが危機管理の取り組みを行う上で不可欠である。そのためには、何を（指導内容）、どこで（指導の場）、どのように（指導方法）指導していくかを明確にしておかなければならない。
- ②教職員は、学校における危機管理の機能（ア. 危機の予知予測 イ. 危機の回避・防止 ウ. 危機への対応 エ. 危機の再発防止）を基本にして、子どもが事件・事故に遭わないように目配り、気配り、心配りし、危機管理に対する研修を積極的に行い意識の向上・維持に努める必要がある。
- ③学校の非常時には誰が何をどうすべきかは状況によって異なるが、常にシミュレーションする中で意識の向上を図らねばならない。
- ④危機管理の範囲に、いじめ暴力や人権上配慮に欠けるもの・新型の感染症等の健康危機についての把握や指導・対応の仕方等についても含める。
- ⑤いつ起きるかもしれない事件・事故・健康危機発生時におけるマスコミへの対応についても、当事者意識を持って熟知しておくことが大切である。
- ⑥事後の報告に対応するため、事象発生時より記録者を決めておく。

## 4. 具体的な危機管理ポイント：教職員の安全注意義務の自覚・危険の予知予測回避防止

### ①校内安全点検の留意点

- ア. 校舎・遊具等の亀裂・崩壊・落下物・突起物等の把握と安全対策
- イ. 運動場・中庭の地面の凹凸や埋設物・危険物の把握と安全対策
- ウ. 教室・特別教室・廊下等の危険箇所の把握と安全対策

## ②不審者対応・自然災害・健康危機対応について

### ③日常の危機管理チェック項目

◆安全に対する児童の意識向上を図るとともに、危険予知能力を高めさせる指導が必要

◆学校管理下（教員指導中）・・・指導前・指導中・指導後等の安全注意義務が発生する

ア．高所からの転落事故防止及び注意喚起

- ・屋上、窓、塀など

イ．体育授業や体育器具による事故・怪我（指導前・指導中に確認）防止

- ・体育器具のネジの緩みや布の亀裂の把握と安全指導
- ・持久走による過呼吸や心停止注意（体調確認、学年に応じた適正距離、AED）
- ・水泳指導中の心停止、逆飛び込みによる頭部打撲に注意（体調確認、陸上監視）
- ・気温上昇下での熱中症等への注意喚起と水分補給の措置

ウ．理科実験中の事故・怪我防止

- ・薬品類の扱い、アルコール・バーナー・マッチ等の取扱い・火傷等の防止、部屋の換気、大型器具の取扱い等に留意

エ．家庭科実習中の事故・怪我防止

- ・包丁、ガス、縫い針、ミシン等の使用についての事前指導
- ・実習中の火傷等の防止（アイロンやコンロ使用時）
- ・調理実習では必ず火を通したものを食すること（食中毒・毒物混入）

オ．図工実習中の事故・怪我防止

- ・ニス、シンナー使用時の部屋の換気
- ・彫刻刀・小刀等の使用についての事前指導

カ．フィールドワーク等、校外学習時での交通事故・駅ホームからの転落・電車との接触事故等防止・児童数確認の場所及び回数

キ．いじめ暴力等の未然防止並びに早期発見

- ・児童理解並びに児童の人間関係の観察、状況把握

ク．感染症拡大防止の部屋の換気並びに手洗いの励行・状況に応じてマスク着用の奨励

ケ．給食のパン等のつめこみによる窒息死防止・アレルギー児童への配慮、給食に異物が発見された場合の児童への指導及び対応（食中毒・毒物混入）

コ．児童が作成した文書・絵等で人権上配慮に欠けたものが無いかの把握及び指導

サ．顔や腕・足等のアザ・腫れ・出血部等の傷を発見した場合は、家庭内での虐待或いは友達からのいじめ・暴力によるものか確認すること

シ．病歴がある児童やアレルギー児童の把握と対応

- ・生命に関わる食物アレルギーのある児童へは最善の注意を払うこと

ス．集金については極力避けることが望ましいが、図工や家庭科で必要な物品を希望販売する時の業者の集金袋の受け取りについては、担任が児童から直接受け取る手渡しを原則とする。できれば集金袋回収期間内は、持参の有無を毎日確認することとする

セ．児童がしんどい等、不調を訴えてきた時は担任のみの判断で対応するのではなく、保健室にて体温測定や問診を行うことにより対応を考える。高熱等、状況によっては保護者に迎えに来てもらうこともあるので、児童の健康状態を最優先に考え保護者との連絡を密にして対応すること

ソ．学校管理下の怪我については、基本的には①連絡帳で済むもの ②電話で状況を説明すればよ

いもの ③家庭訪問して状況説明するもの ④担任が管理職とともに家庭訪問して状況を説明したほうが良いもの等がある。特に③④については事前に管理職にも報告すること。保護者への連絡が数分遅くなっただけで信頼関係が損なわれる場合が非常に多いので、十分留意すること。留守電設定なら先ず一報を入れておくこと。学校に過失がある場合は、言い訳をせず謝罪する。

◆学校管理下（授業外・教員不在）・・・安全等に対する日常の指導の有無が問われる

- ア．高所からの転落事故防止のための指導
  - ・屋上、窓、庇、渡り廊下
- イ．自習時間内の事故・怪我・喧嘩の防止
  - ・適切な課題の提示、安全面での事前指導
- ウ．いじめや暴力等の当事者である場合や発見した場合の指導
- エ．廊下等での疾走衝突事故防止のための指導（危険予知）
- オ．登下校時の事故・怪我防止のための指導

◆学校管理下外・・・帰宅後でも安全等に対する日常の指導の有無が問われる

- ア．いじめや暴力等の当事者である場合や発見した場合の指導
- イ．火遊びの当事者である場合や発見した場合の指導
- ウ．金銭や物のやりとりの当事者である場合や発見した場合の指導
- エ．交通事故に遭わないための歩き方・自転車の乗り方の指導
- オ．校区外へ行くことや池、川、高圧線付近等での遊び禁止の徹底
- カ．インターネット・メール等の正しい使い方についての指導
- キ．家庭内での児童虐待事案を把握した場合は速やかに対応する
- ク．保護者・地域への注意喚起の徹底

5. 外部関係機関等との連携

①施設設備に関する事案は、市の公共施設部等と連携し速やかに改善を図る。

ア．学校内で対応できない修理・危険物の除去等の依頼

②児童の事故や怪我については、必要に応じて教育委員会に連絡するとともに原因を明確にして再発防止のための手立てや指導を行う。

ア．事故・怪我等の発生現場確認を怠らないこと

イ．施設設備上の瑕疵なのか、加害被害の関係か、自分自身の不注意によるものか

③虐待については、警察や子ども家庭センター・民生委員児童委員等との連携を図る。

④児童の搜索事案が生じた場合は、保護者や地域の協力を得ることも念頭に入れる。

⑤自然災害や不審者対応については、別紙マニュアル通りとする。

ア．警察・消防等への連絡及び救助・パトロール等の依頼

## 2. 想定される危険

### (1) 緊急時引き渡しマニュアル

保存版

# 令和6年度

《保護者用資料》

## 緊急時児童引き渡しマニュアル

枚方市立樟葉西小学校

東日本大震災や大阪北部地震の発生は、平日昼間の発災であったため、学校管理下において避難した児童を無事に保護者に引き渡すことに、大変な苦勞をした学校が多数ありました。

- ①電話、携帯電話等が使えないため、避難経路、保護者への引き渡し等に困難を極めた。
- ②保護者らへの引き渡しの規定がなかったため、近所の人が厚意で自分の子と一緒に連れ帰り、親と一時行き違いになることがあった。「必ず保護者に引き渡す」というルールが必要であった。
- ③保護者への引き渡し等について、決めていなかったため、下校に時間を要した。
- ④道路状況が悪く、交通の混乱が予想以上で親に引き渡すまでにかかなりの時間を要した。 等

(「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告：文部科学省」)

上記のようなことを踏まえて、災害発生時の基本的なルールを決め、緊急時に保護者(引き取り者)に対して、確実に児童を引き渡すことができるように訓練を実施します。

このマニュアルは、訓練のためのものではなく、実際の緊急場面でも以下の流れに沿って児童の引き渡しを進めますので、十分な理解と速やかな行動をお願いします。

### ◆引き渡しのルール◆

#### ① 引き渡しが必要と想定される事象

- ・震度5弱以上の地震発生
- ・特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報発表時
- ・児童の生命・安全に関わる極めて重大な事故、事件発生時
- ・その他、学校から保護者へ児童を安全に引き渡す必要があると学校長が判断した時

※特に、地震が発生した際には、電気・ガス・水道・通信等のライフラインが途絶えることも想定されます。そのため、以下のことを取り決めます。

	地震発生時のルール
児童が在校中	・ <u>震度5弱以上の地震が発生した場合は</u> 、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。 通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。
児童が登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら原則として登校する。
児童が在宅中	・ <u>前日の下校以降、登校までに震度5弱以上の地震が発生した場合は</u> 、当日を臨時休校とする。 <u>土・日・祝日及びその前日に発生した場合は</u> 、休業日明けを原則臨時休校とする。

② その他(お願い)

▼原則、自家用車でのご来校はご遠慮ください。災害発生時の自動車の利用は、大渋滞をもたらし、結果的に引き渡しを遅らせることにもなります。被災状況にもよりますが、道路が通行不能になることも想定されますので、徒歩や自転車で学校へ来ていただくようお願いいたします。

▼大規模災害発生時には、多大な混乱をきたすことが想定されます。原則マニュアルに沿って、引き渡しを実施する方向ですが、臨機応変な対応をお願いします。また、災害発生直後には児童の安全優先で行動するため、学校に電話をいただいても対応できないことが想定されます。このマニュアルと、実際の災害の状況等から判断していただく場面があるかと思えます。何卒、ご協力よろしくお願い致します。

▼このマニュアルは、年1回ご家庭に配布しますので保管をお願いします。

◆引き渡しの流れ◆

流れ	
<p>震度 5 弱以上の地震発生、メール配信等</p> <p>引き渡し開始</p>	<div data-bbox="220 696 1370 786" style="border: 2px solid blue; text-align: center;"><h3>緊急事態発生 (引き渡しの必要事案)</h3></div> <p data-bbox="379 797 655 835"><b>保護者等(引き取り者)</b></p> <p data-bbox="379 846 1490 925">学校配信メール、電話等を通じての緊急連絡、または、震度5弱以上の地震発生・気象警報発表の場合、学校に引き取りへ向かう。※自家用車でのご来校はしない。</p> <p data-bbox="379 981 1490 1149">学校へ到着したら、引き渡し場所の確認をする。(原則、晴れ：運動場 雨：体育館) →引き渡し場所は、緊急事態の概要や被災状況等により変更になる場合があります。 職員の誘導に従い、規律を守って行動してください。準備が整うまで引き渡し開始を、お待ちいただく場合もあります。</p> <p data-bbox="379 1205 1490 1328">会場図のように、お子さんのクラスの列の前の、保護者の引き取りの列に並ぶ。 その際、兄弟姉妹がいる場合、特に引き取りの順番を設けていないので、状況を見て並んでください。</p> <p data-bbox="379 1384 1490 1552">引き取りの順番が来たら、確認場所で学年担任に次のことを伝える。 ① 引き取り者の名前 ② (児童との)続柄 例「樟西 太郎の母です。」</p> <p data-bbox="379 1608 1490 1776">学年担任(場合によっては担任以外の教職員が対応する場合があります)が、「大災害時引き渡しカード」の「引き取り人欄」を確認し、確認場所にお子さん呼びます。 引き取っていただき、他クラス、他学年に兄弟姉妹がいる場合は、そのクラスの保護者列に並びなおして、上記と同様に引き取りをしてください。</p> <div data-bbox="405 1839 1453 1877" style="border: 1px solid black; text-align: center;"><p><b>※児童全員、保護者(引き取り者)の方へ引き渡すまでは、学校で待機させます。</b></p></div>

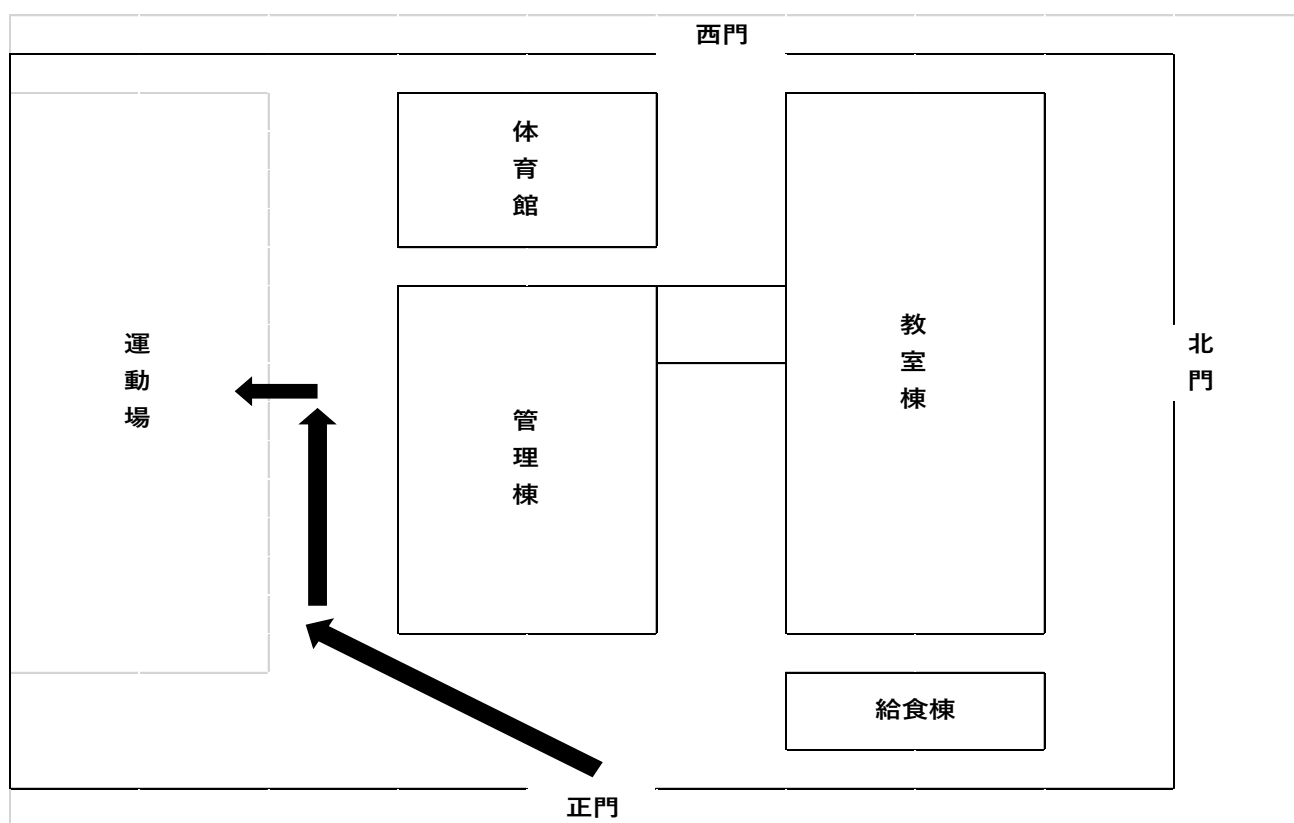
### 引き渡し後は・・・

被災状況によりますが、学校再開までの間に児童の心身の状態やご家庭の被災状況の把握のために、学校からコンタクトをとることがあります。通信が可能な場合には、「大災害時引き渡しカード」に記載されている緊急時連絡先への電話連絡や、学校配信メール・classroomでの連絡を優先的に行います。家庭訪問や避難所訪問を実施することもありますのでご協力よろしくをお願いします。

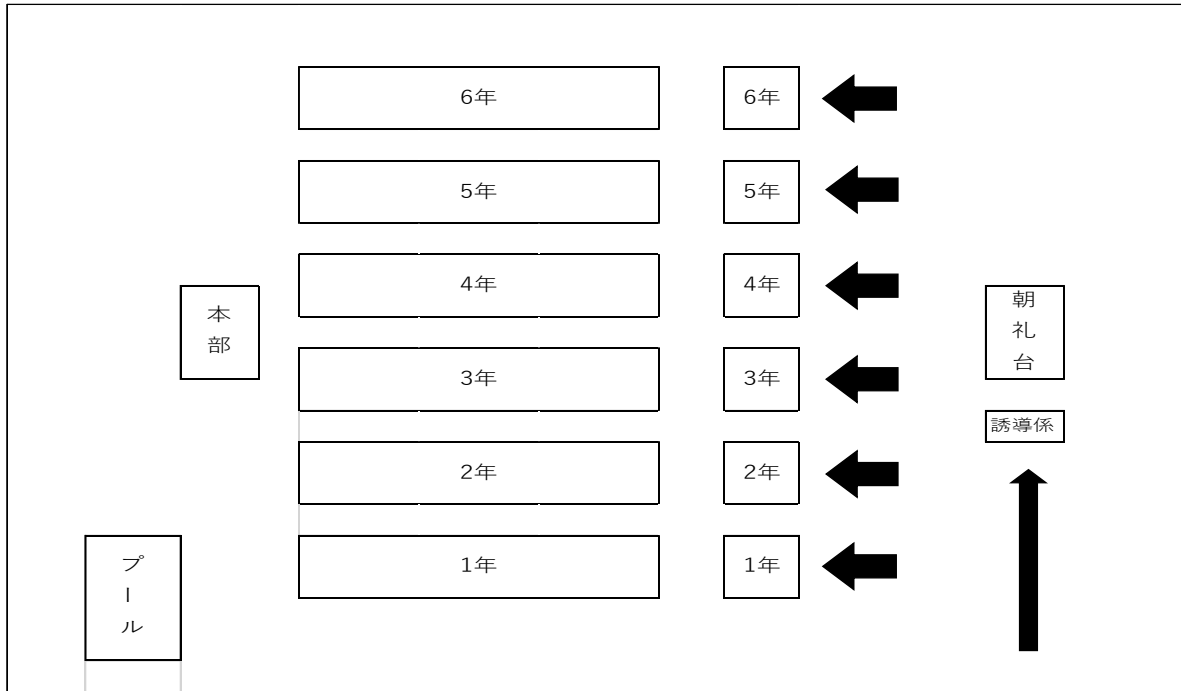
いつ起こるかわからない自然災害に備えて、日ごろからご家庭で避難場所の確認や避難時持ち出し品の準備等していただくようお願いします。

### ◆晴天時・体育館使用不可の場合の会場図◆

#### 《全体図》



《運動場》



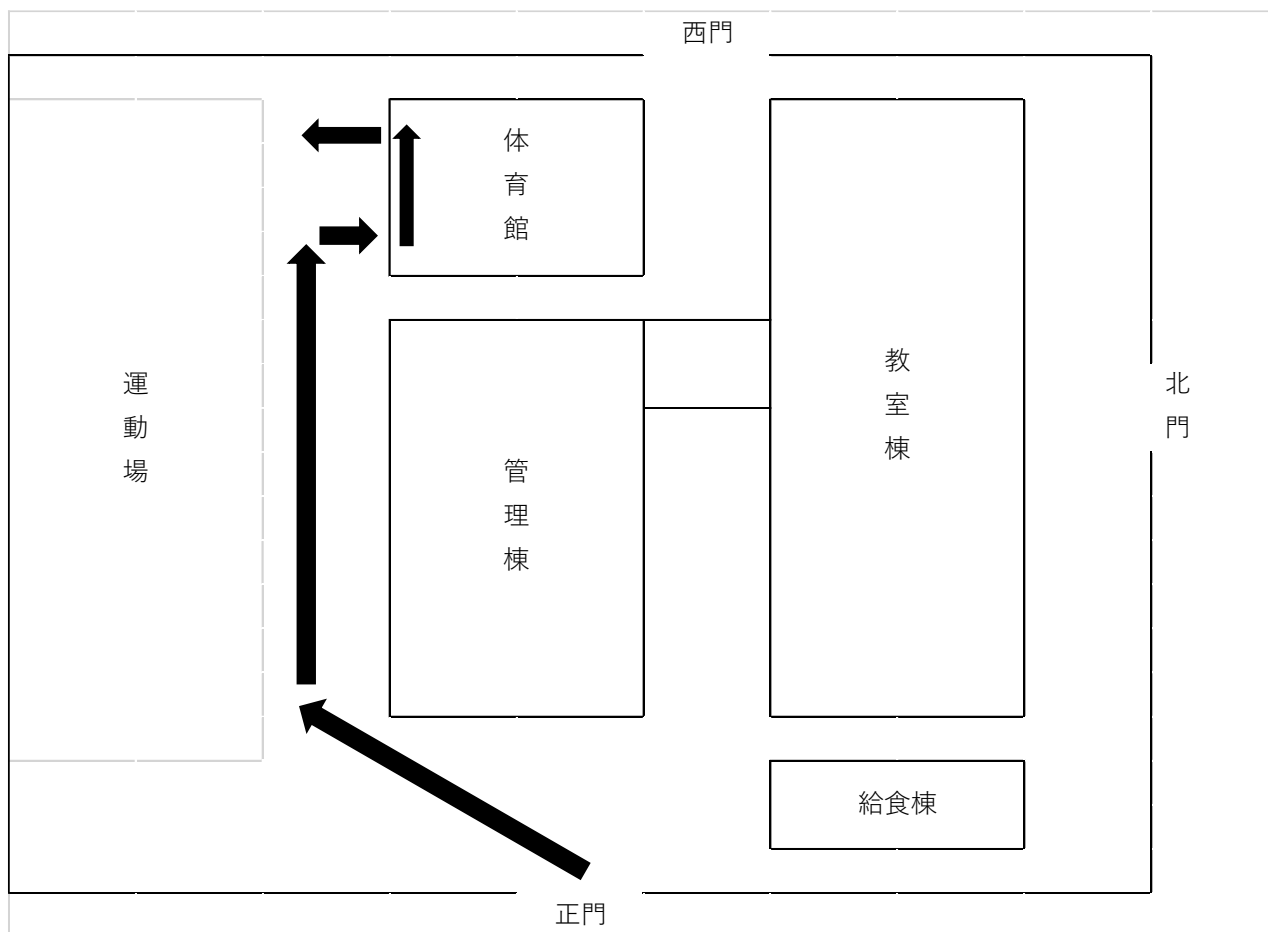
※向かって左側から1組2組3組の順に並んでいます。

※他学年に兄弟姉妹がいる場合には、順路に従い高学年のお子さんから引き取りを行ってください。

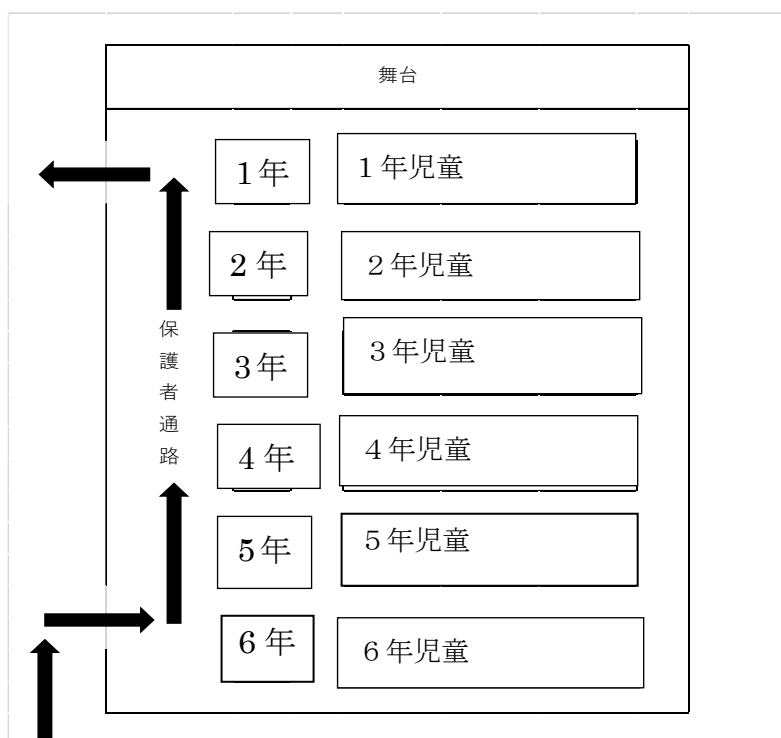


◆雨天時体育館使用可の場合の会場図◆

《全体図》



《体育館》



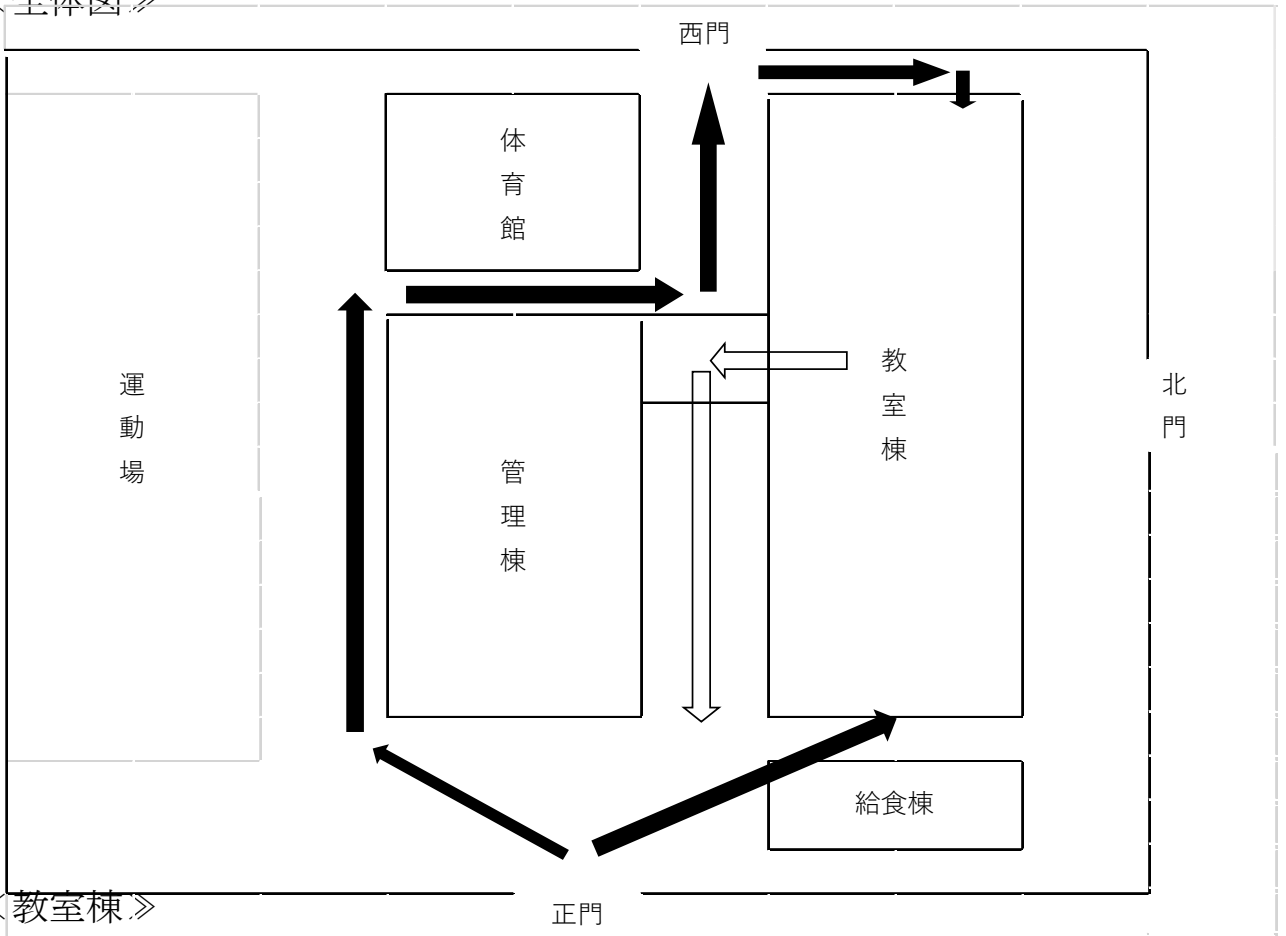
※向かって左側から1組2組の順に並んでいます。

※他学年に兄弟姉妹がいる場合には、順路に従い高学年のお子さんから引き取りを行ってください。

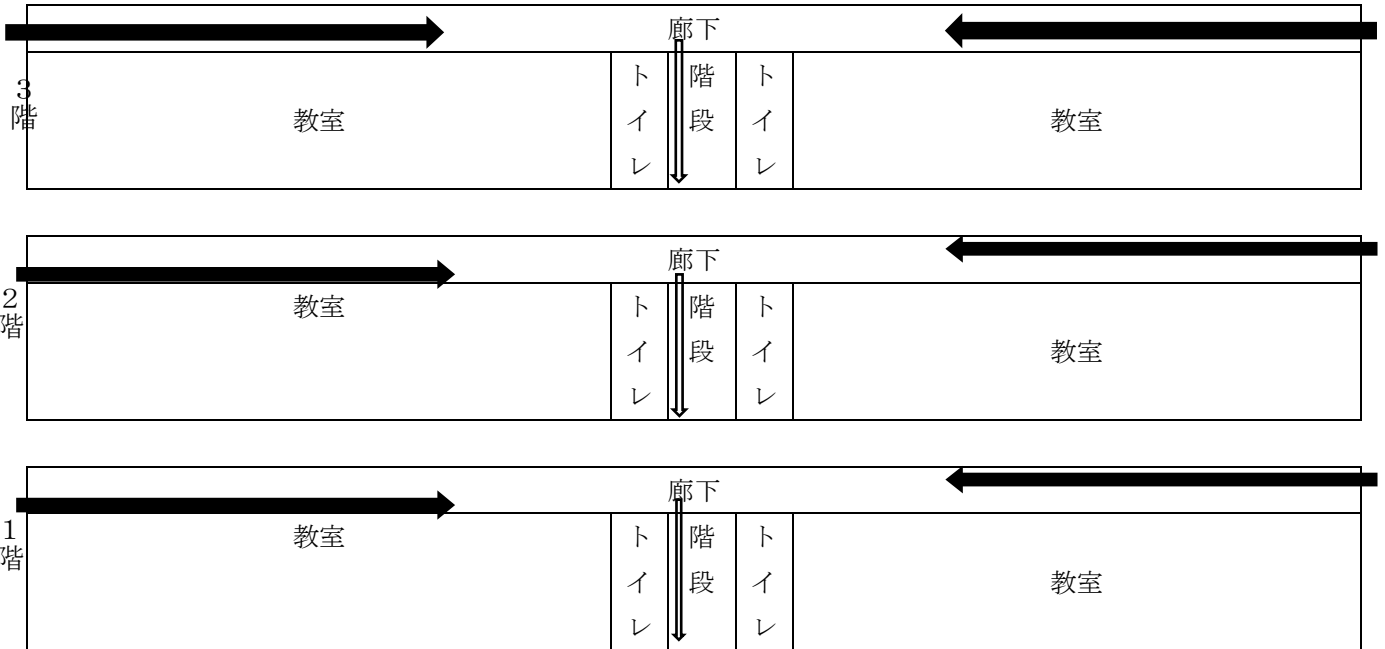
※雨天時、体育館使用不可の場合は運動場での引き渡しとなります。

◆特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報発表時の会場図◆

《全体図》



《教室棟》

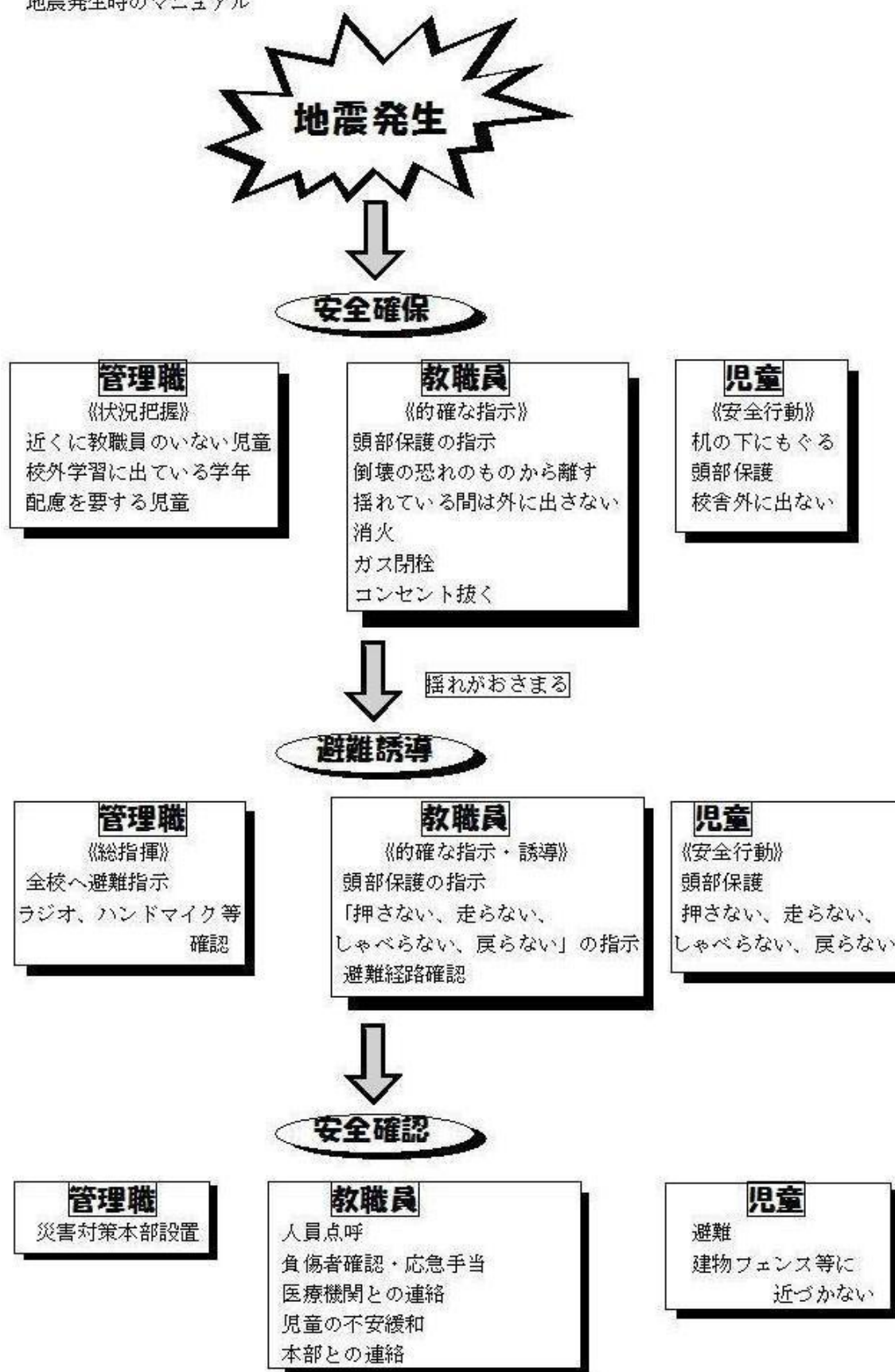


※他学年に兄弟姉妹がいる場合には、順路に従い3階→2階→1階の順でお子さんの引き取りをお願いします。

※右側通行でお願いします。※下靴は、履いたままお上がりください。

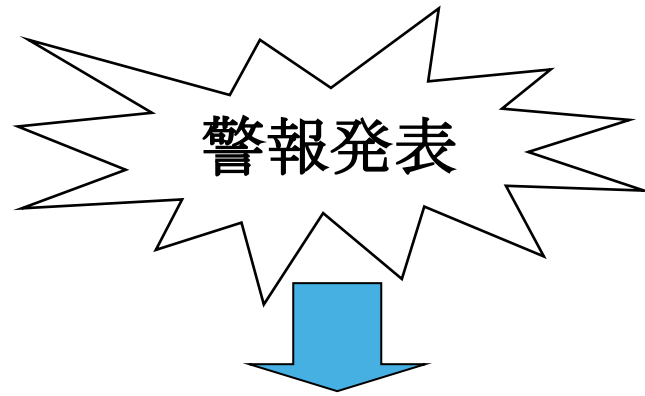
(2) 地震

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 教室棟</p>
事前の危機管理	点検 ① 毎月1日の校舎・遊具の安全点検 ② 毎年5月の地区児童会で教職員による非構造部材点検
	事前指導 ① 発生時には、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる ② ゆれがおさまった時点で、 1. 手近なもので頭を保護（なければ手で） 2. 避難経路もしくは、上から物が落ちてきにくいルートを選び、校内では運動場、校外では広域避難場所へ避難 3. 教室では出入り口を開けたまま、電灯は消す。担任は出席簿(名簿)を携行。 ③ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「低学年優先」を守る
	訓練 年に1回避難訓練を行う ① 「地震が発生しました」の放送で、発生時とるべき行動をさせる もしくは、緊急地震速報を聞いたときに、発生時とるべき行動をさせる ② 発生が授業中なら先生の指示のもと、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する
	研修 年に1度研修を行う
発生時	発生直後 ① 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せるよう指示 ② ゆれがおさまったら、避難経路もしくは安全なルートを選び運動場へ避難させる。
	避難後 ① 児童の人数確認→取り残されている児童の捜索・救助・応急手当 ② 担任外で、校舎を見まわり安全確認。 ③ 校舎・通学路の安全確認
発生後	震度5弱以上 ① 児童は引き渡しとなる。保護者にメール配信及び電話連絡をする ② 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ③ 通学路安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）
	震度6弱以上 ① 自動的に避難所が開設される。校区自主防災会との連携 ② お迎え・帰宅・避難所に残るかは、保護者判断 ③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④ 通学路安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）
課業外	参集 ② 管理職は震度5弱で学校参集（避難所・外部対応等） ③ 震度5強で半数の教職員、6弱で全職員が参集し、基本は担任による児童の安否確認（電話・家庭訪問など） 地区担当教諭による通学路安全点検と家庭訪問による安否確認 ③ 情報配信メールによる情報提供 ④ 学校教育活動再開に向け、校舎・教室点検
	備考 ・防災無線は職員室前



(3) 大雨・暴風・洪水・雷・竜巻等の気象変災時

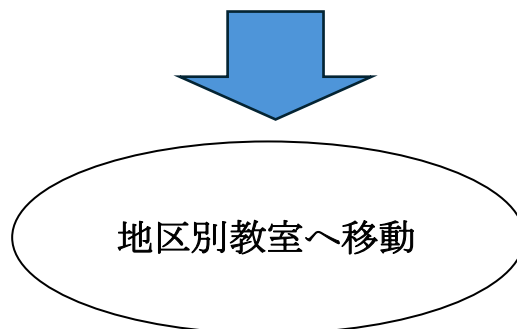
体制		<p><b>指揮</b> 校長</p> <p><b>通報連絡</b> 教頭 事務</p> <p><b>避難誘導</b> 各担任</p> <p><b>安全確認</b> 担任外教諭</p>
事前の危機管理	点検	①毎月1日の校舎・遊具点検
	事前指導	<p>&lt;大雨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水路・側溝・マンホールの近くには近寄らない。雨風の強いときにはかさを使用しない</li> </ul> <p>&lt;暴風&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登校前に暴風警報・洪水警報が発表されているときは、別紙の措置に従う</li> <li>学校にいる時に暴風警報・洪水警報が発表された時には、メール配信し、引き渡しを行う。</li> </ul> <p>&lt;洪水&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所を事前に確認しておく。</li> <li>情報に注意して、状況が安全なうちに早めに避難する。</li> </ul> <p>&lt;雷&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳴り出したら、頑丈な建物の中に避難する。収まるまで待つ。広い場所の真ん中や木のそばに立たない。</li> </ul> <p>&lt;竜巻&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>頑丈な建物の中に避難する。身を小さくして頭を守る。屋外では、木のそばや倒れやすい建物のそばにいかない。</li> </ul>
	訓練	<p>年に1回大雨・暴風の避難学習を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童は引き渡しとなる。保護者にメール配信をする。</li> <li>② 通学路の安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）</li> </ul>
	研修	年に1度研修を行う
発生の後	初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報配信メールを保護者に送信する。</li> <li>② 保護者に迎えに来てもらう。</li> </ul>
	事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全員で、校舎・校内の安全確認</li> <li>② 負傷者は養護教諭の応急手当後、必要に応じて保護者へ連絡し病院へ搬送</li> <li>③ 校舎や児童に被害があった場合は、施設整備室および教育委員会児童生徒課へ報告</li> </ul>
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線は職員室前</li> <li>・校区内に避難指示が発表・発令された場合は臨時休業とする。</li> </ul>



**管理職**  
＜＜総指揮＞＞  
状況把握  
全校へ避難指示  
保護者に連絡

**教職員**  
帰宅準備の指示  
欠席児童確認報告

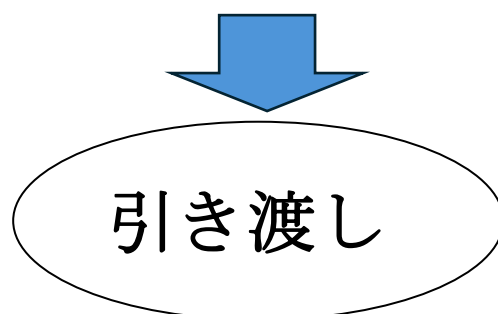
**児童**  
帰宅準備



**管理職**  
＜＜総指揮＞＞  
状況把握  
下校確認

**教職員**  
緊急時児童引き渡しカードをもとに引き渡し

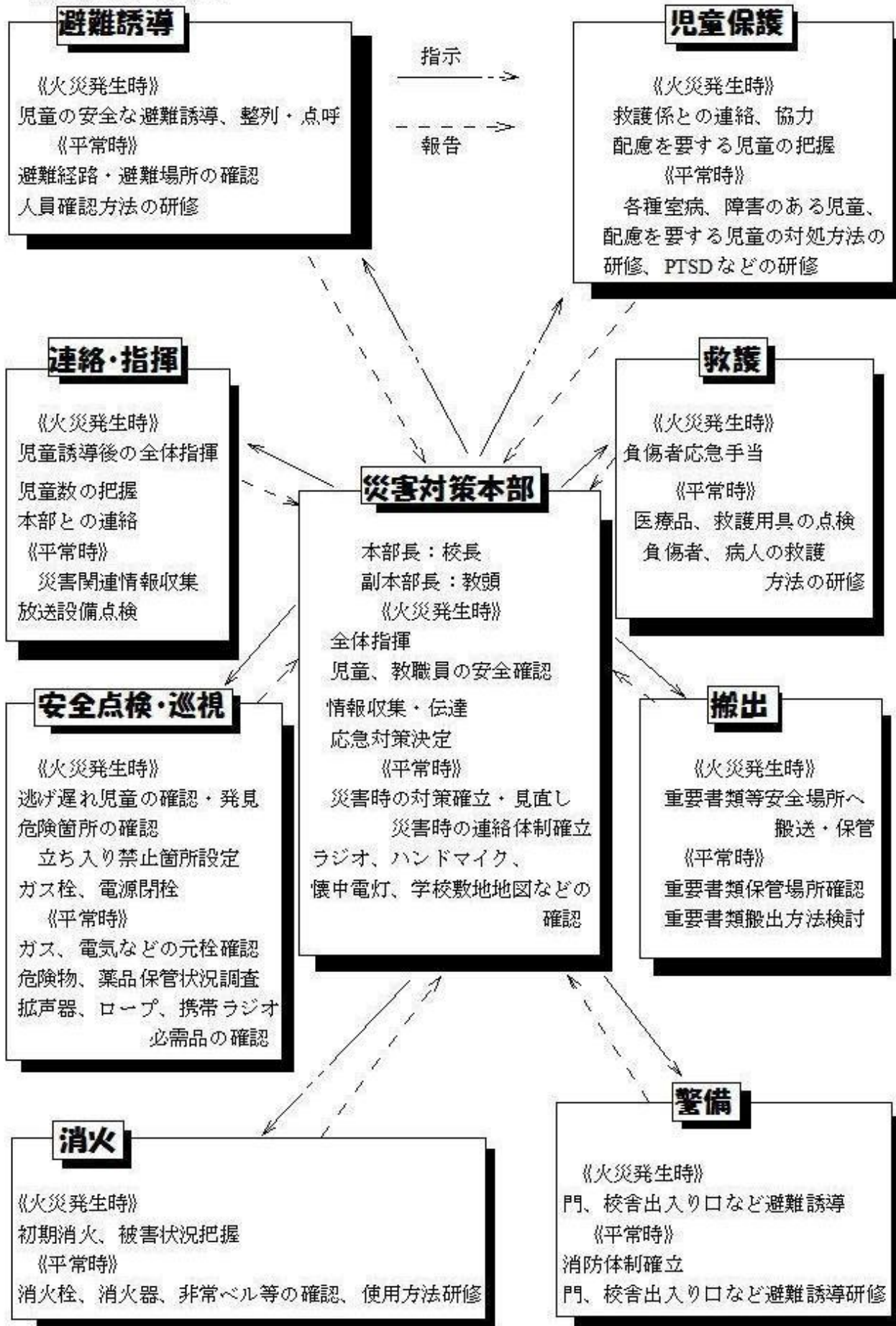
**児童**  
教室待機



(4) 火災

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 学年主任</p> <p>消火班 担任外教諭</p>
事前の危機管理	点検 ①毎月1日の消火器安全点検
	事前指導 ①身近に火災を発見したらすぐに近くにいる教師に連絡し、指示に従う ②火災の避難放送が入った時、火元を確認し、避難経路もしくは、火元をさけるルートを選び、運動場に避難する ③避難時には、必ず口元を手やハンカチでおおい、煙をすいこまないようにする。 (煙は上に上がるので、姿勢を低くして移動する) ④ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「低学年優先」を守る
	訓練 年に1回避難訓練を行う ① 119番に通報し、「火災発生」を伝え、火元と避難先を知らせ、発生時とるべき行動をさせる ② 消火班は、すぐに火元に集合し初期消火にあたる ③ 発生が授業中なら先生の指示でその他の場合は自分で判断し、運動場に避難させるようにする ④ 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する
	研修 年に1度研修を行う
発生後	発生直後 ① 火災発生の確認後、119番に通報する。枚方市教育委員会児童生徒課にも報告する。 ② 「火災発生」放送を行い、火元と避難先を知らせる。 児童は放送をよく聴き、先生がいるときは指示に従う。いないときは、判断して避難する。 ③先生は、避難経路、もしくはけむりがこない安全なルートを選び避難させる。 ④消火班担当職員は初期消火
	避難後 ①児童の人数確認→不明児童の捜索・救助・応急手当 ②校舎・通路の安全確認 ③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④保護者への連絡(児童の状況等) ⑤授業打ち切り・再開の検討→打ち切りの場合は保護者へのお迎え依頼の連絡 ⑥消防署・警察の許可のもと、罹災現場の片付け ⑦翌日以降の授業・教室等の検討
	備考 ・防災無線は職員室前 ・緊急時公衆電話 職員室の前

火災発生時マニュアル





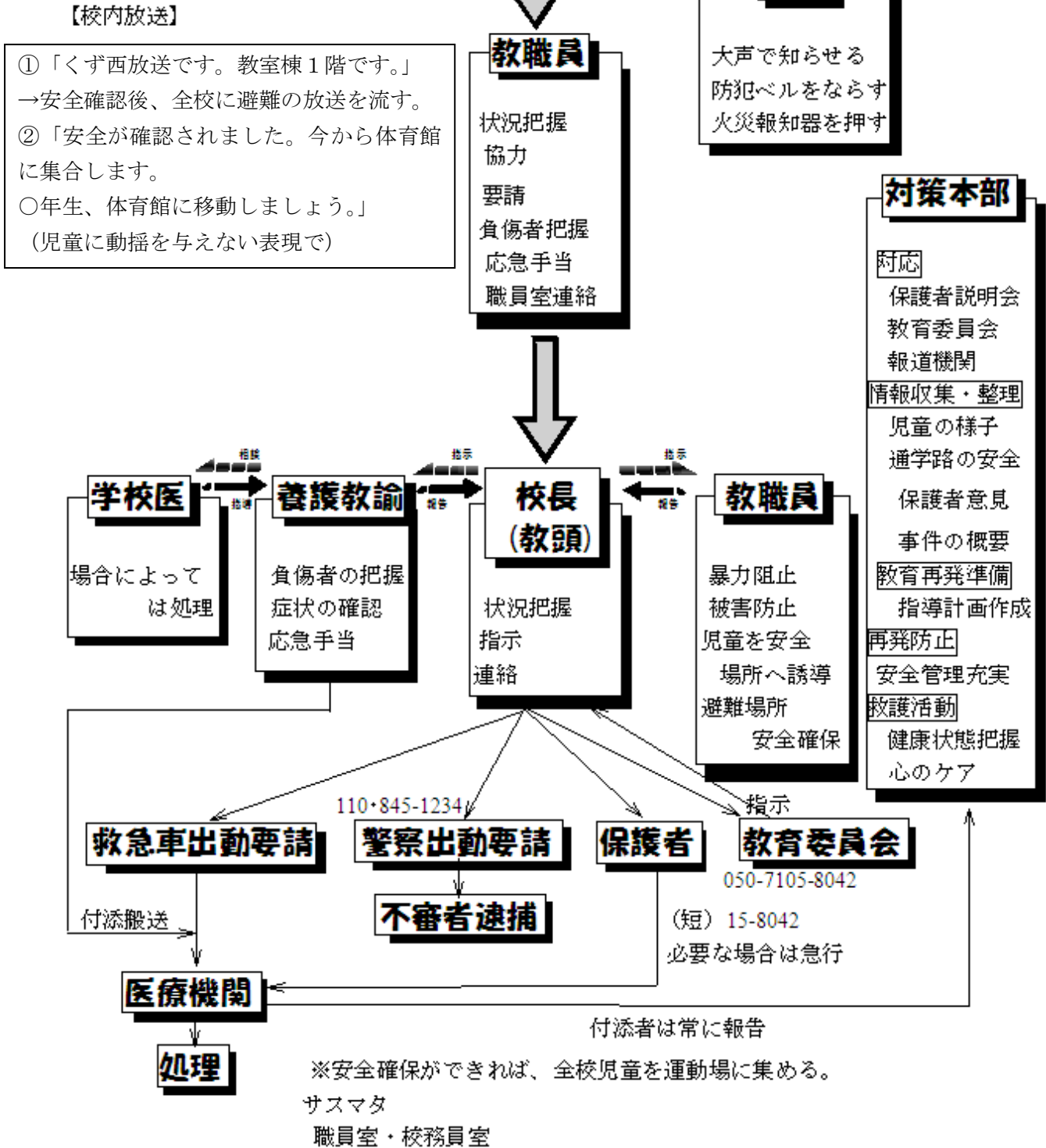
(5) 不審者

<p>体制</p>	<p>指揮 校長          通報連絡 教頭 事務          避難誘導 各担任          緊急対策本部 管理職・教務主任・生指主担          救助班 担任外</p>
<p>事前の危機管理</p>	<p>点検 ① 来校者のチェック          校門監視 安全監視ボランティア 8:30~16:30          来校証の確認・インターホンでの対応          ②防犯ホイッスル・ブザーの点検          ③西門開門時のつきそい</p>
	<p>事前指導 ①暗号による放送を聴き、指示にしたがう          ② 救助班は現場へ急行する          ③ 状況が確認できるまで、その場を移動しない。          ④ 教室にいるときは児童は扉からはなし、教師が戸口で施錠して安全を守る。          ⑤ 移動時には「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「低学年優先」を守る</p>
	<p>訓練 年に1回避難訓練を行う</p>
	<p>研修 年に1度研修を行う</p>
<p>発生後</p>	<p>発生直後 ①緊急対策本部設置          警察・教育委員会への通報（必要に応じて留守家庭も）          ②学校内の教職員・児童に状況を暗号で知らせる          児童は放送をよく聴き、指示に従う。あわてて飛び出したりしない。          ③先生は、安全なルートを選び避難させる。          ④救助班は、校舎に児童が残っていないか確かめた後、不審者対応に向かう。          警察がくるまで出来る限りの威嚇をする。ただし必要以上には近づかない。          （防犯ブザー、電子ホイッスル、火災報知発信機、消火器、いす、ほうきなどの利用。）          ⑤必要に応じて救急車の手配</p>
	<p>避難後 ①対策本部による役割分担（人数確認 ケガ対応 保護者対応 本部との連絡要員）          ②校舎・通路の安全確認          ③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送          ④窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。（校長、不在時は教頭）          ⑤必要に応じてメール配信・集団下校を行ったり、保護者の迎えを依頼したりする。</p>
	<p>備考 ・防災無線は職員室前</p>

(3)不審者防犯マニュアル

【大切なポイント】

1. 子どもの安全確保  
生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速・正確な  
連絡・通報



(6) Jアラートを通じてミサイル発射情報が発信された場合

体制		<p><b>指揮</b> 校長</p> <p><b>通報連絡</b> 教頭 事務</p> <p><b>緊急対策本部</b> 校長・教頭・教務主任・学年主任</p>
事前の危機管理	事前指導	大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応については、全職員共通理解のもと、事態に応じた安全指導を行うとともに児童の安全確保に努める。 着弾した場合、地震想定時と同様の児童の避難、帰宅体制をとれるよう教職員に周知する
	訓練	各教室で避難学習を行う。 枚方市のJアラート放送に合わせて行動を伴う訓練を行う。
発生後または、通報後	直後	<p>登下校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合 ⇒原則として登下校を再開する。</li> <li>○ミサイルが大阪府域内に落下した場合 ⇒ Jアラートの続報・テレビ・ラジオ・インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように 落ち着いて行動する。</li> <li>○ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。</li> </ul> <p>在校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドにいる児童は、校舎内に避難して安全を確保させる。</li> <li>・校舎内にいる児童・生徒の皆さんは、机の下に隠れるなど安全を確保させる。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教室等の中で身を低くする</li> <li>○ 窓から離れて外を見ない</li> <li>○ 机など丈夫なものに隠れ、頭を守る</li> </ul> </div> <p>放課後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。</li> </ul> <p>屋外にいる場合⇒ できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。 建物がない場合⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 屋内にいる場合⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。</p> <p>○</p>
		<p>近くにミサイルが落下した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。</li> <li>○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。</li> <li>・関係機関と連携する。</li> </ul>
		<p>正確かつ迅速な情報収集</p> <p>Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。 行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。</p>

(7) 児童の行方不明

体制	<p><b>指揮</b> 校長</p> <p><b>通報連絡</b> 教頭 事務</p> <p><b>児童の搜索対策班</b> 校長 教頭 教務主任 生指</p>
事前の危機管理	<p>点 検</p> <p>①門から出て行く児童のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30 校門監視 安全監視ボランティア 12:30~16:30</p> <p>②西門開門時の立ち番</p>
	<p>事 前 指 導</p> <p>①忘れ物等をして、一度学校に入ったら勝手に学校の外へでない。 ②担任の許可なしに、勝手に教室をでない</p>
	<p>研 修</p> <p>支援の必要な児童については、共通理解を図る。</p>
発生後	<p>発 生 直 後</p> <p>① 児童の搜索対策班で、情報を集約し、子どもの傾向を知る。(課業内・下校時とも) ② 児童の日ごころの活動を分析し、手分けして情報収集を行い、搜索するすぐに動けるもので校内を手分けして、搜索する(課業内) ③15分たっても見つからない場合は、各学年1名召集する。(課業内)(下校時は、全ての職員) ※状況に応じて保護者に連絡する。 ※ボランティアへの確認 ※防犯カメラの確認</p>
	<p>15 分 後</p> <p>児童が学校外に出たことが確認できた場合</p> <p>① 搜索班は、児童の行きそうところを中心に、搜索し、30分後に学校へ連絡し、状況を確認し指示を仰ぐ ② 搜索範囲を広げ、樋上・楠葉並木・西船橋1丁目・西船橋2丁目・楠葉花園・くずはモールの6地区に分かれ搜索する。 ※状況に応じて保護者にも連絡する。</p>
	<p>1 時間 後</p> <p>①全ての教職員を招集し、経過報告を行い、混乱を招かないよう適宜児童に指導する。 ②教育委員会教育支援室に連絡する ③保護者に連絡をする ④保護者と相談し、警察や樟葉駅に連絡をする ⑤再度学校・地域を搜索する。 ⑥児童の写真を準備し、樟葉駅へいき、児童が電車にのっていないか確認する</p>
	<p>2 時間 後</p> <p>①窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)</p> <p>その後</p>

(8) 健康危機発生時（大きなケガ・アナフィキラシー・プール事故・心停止など）

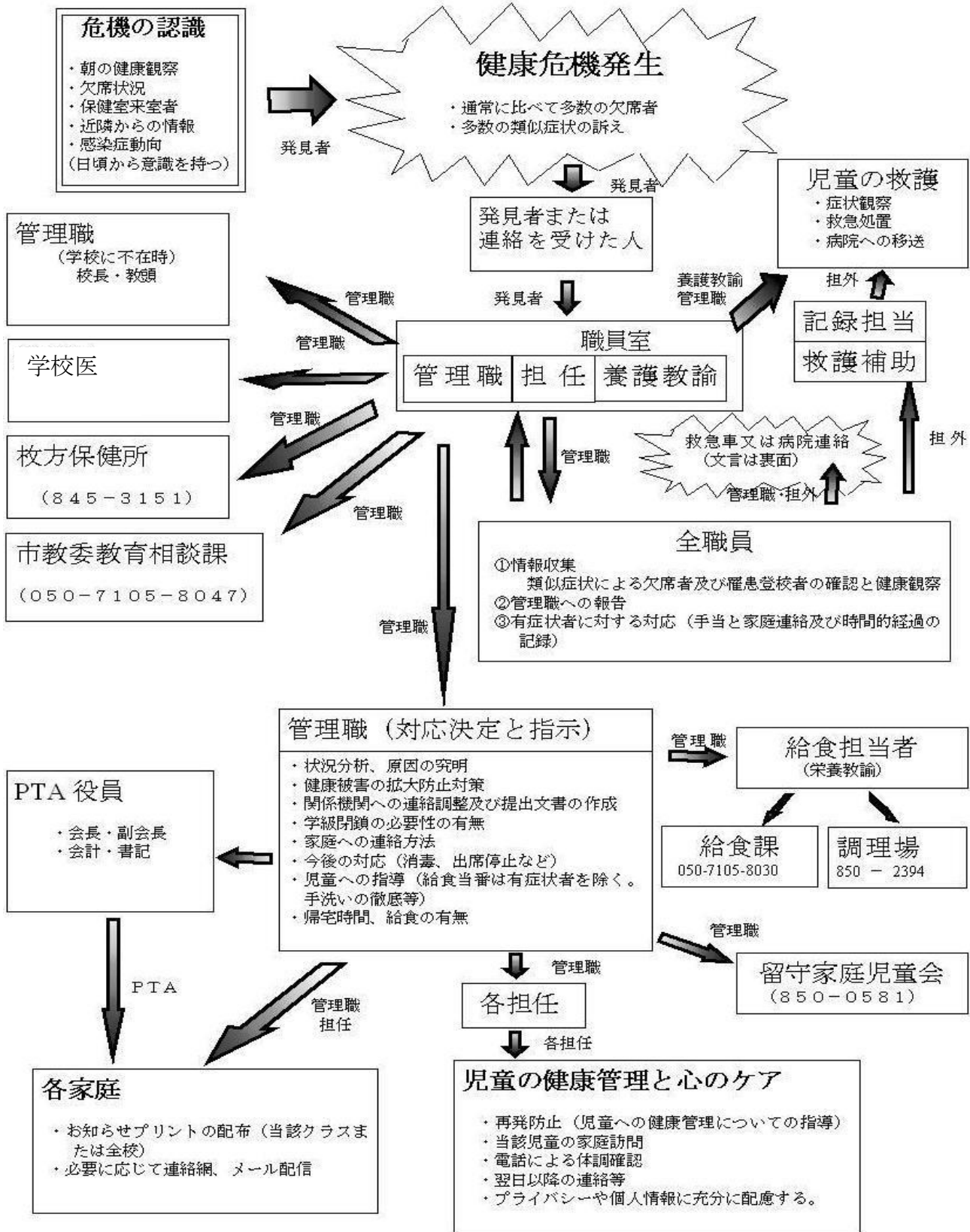
<p>体制</p>		
<p>事前の危機管理</p>	<p>研修 事前指導</p>	<p>年に1回アレルギー研修（エピペンの使い方）、救急救命講習（AED含む）</p> <p>①健康上リスクの有る児童自身が体の変調を感じたときはすぐに担任もしくは近くの先生に報告すること</p> <p>②友達の様子が普段と違うと感じたら、すぐに担任もしくは近くの先生に報告すること</p> <p>③大きなケガをして動けない友達を見たときは、無理に保健室につれてこず、近くの先生、もしくは養護教諭にすぐに連絡をすること。</p> <p>④大きなものが、ささっている時は無理にぬかないこと。刺さっているものが抜けた際は医療機関に持っていくこと。※錆びに注意</p> <p>⑤われたガラスは、さわらないこと</p> <p>⑥道具は適切に使用すること（はさみ・カッター・彫刻刀その他）</p>
<p>発生後</p>	<p>発生直後</p>	<p>①養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★事故が大きい場合、基本本人を動かさない。</li> <li>★一般状態の観察、傷の箇所・状態の確認、意識の有無、チアノーゼの有無、バイタル測定</li> <li>★必ず時刻をみて経過を記録する。</li> <li>★現状保存（例：理科実験）、現物保存（例：頭部打撲による嘔吐類）</li> </ul> <p>→頭を強くうっておらず、意識がある場合は保健室への搬送（必要に応じて担架使用）</p> <p>→止血・消毒・固定等</p> <p>→アナフィキラシーを起こした児童へは保護者確認の上、エピペン</p> <p>→心停止の場合は、その場にAEDを持参し、使用。</p> <p>②病院での手当が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院と連絡する。</p> <p>→保護者連絡（怪我の状況、指定病院の有無）</p> <p>③必要に応じて、救急車依頼（同時に保護者・児童生徒支援室へ連絡）</p> <p>④事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告</p> <p>⑤担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童が近づかないような配慮を行う。</p> <p>⑥必要に応じて、各学年主担を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。</p>
<p>重大事案の場合</p>	<p>重大事案の場合</p>	<p>①救急車には、養護教諭もしくは教職員が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する（重大事案は教頭もつきそう）</p> <p>① 教育委員会教育支援室には状況を随時報告し、指示をあおぐ</p> <p>③学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応</p> <p>④窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。（校長、不在時は教頭）</p> <p>⑤必要に応じ、保護者説明会を開催する</p> <p>⑥事案を分析し、再発防止につとめ適切な対応をとる</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>	<p>① 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う</p>

# 健康危機発生時の対応マニュアル

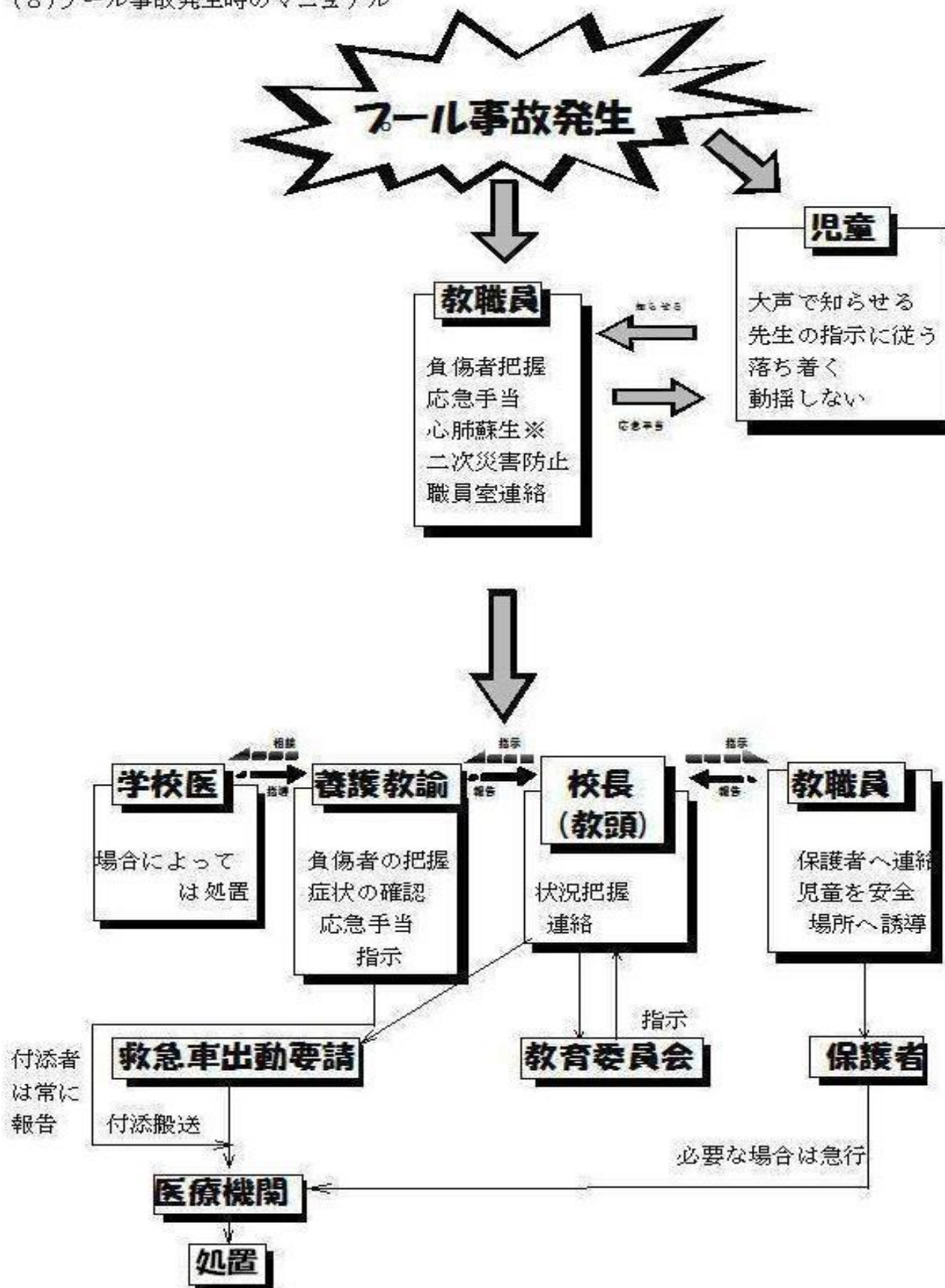
枚方市立樟葉西小学校

050-7102-9108

(健康危機とは、食中毒、感染症、毒物劇物、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態をいう)



(8) プール事故発生時のマニュアル



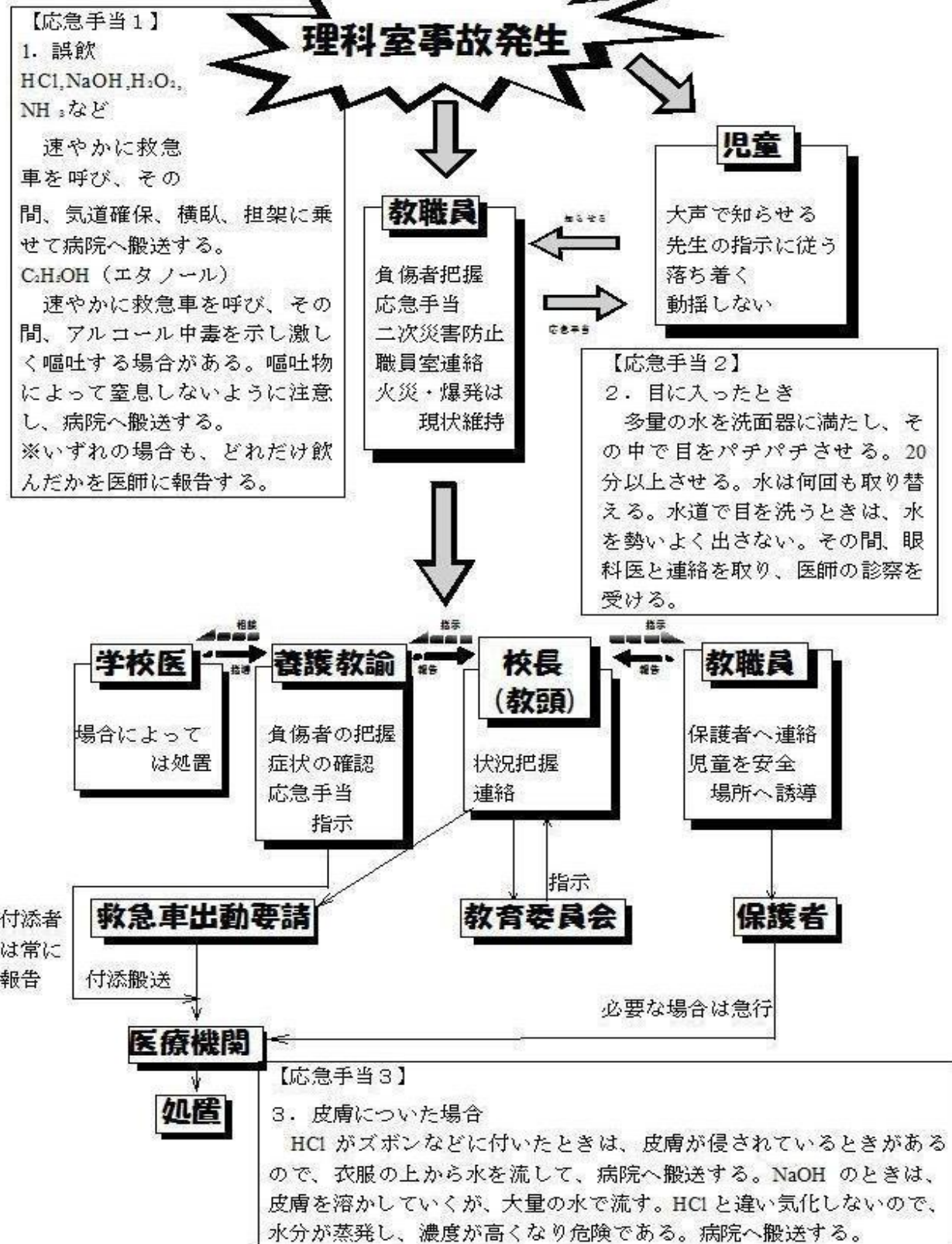
※心肺蘇生法





(9) 理科室の事故

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>当該児童の対応班 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	事前研修	① 理科担当教諭を中心に、全職員が「理科薬品の取り扱い」について周知する
	事前指導	<p>① 理科器具（特にガラス製品）への取り扱い方の指導</p> <p>② 理科薬品の取り扱いについての指導</p>
発生の直後	発生直後	<p>① 養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。</p> <p>→ガラスでのけがは、刺さり方により抜くか抜かないかの判断をする</p> <p>→薬品にあった応急手当を行い、病院へ搬送する</p> <p>② 保護者に連絡の上、病院と連絡する</p> <p>③ 必要に応じて、救急車依頼（同時に保護者・教育支援室へ連絡）</p> <p>④ 事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告</p> <p>⑤ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。</p> <p>⑥ 必要に応じて、各学年主担を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。</p>
	重大事案の場合	<p>① 救急車には、養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する (重大事案は教頭もつきそう)</p> <p>③ 教育委員会児童生徒課には状況を随時報告し、指示をあおぐ</p> <p>③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応</p> <p>④ 窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。 (校長、不在時は教頭)</p> <p>⑤ 必要に応じ、保護者説明会を開催する</p> <p>⑥ 事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる</p>
	備考	② 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う



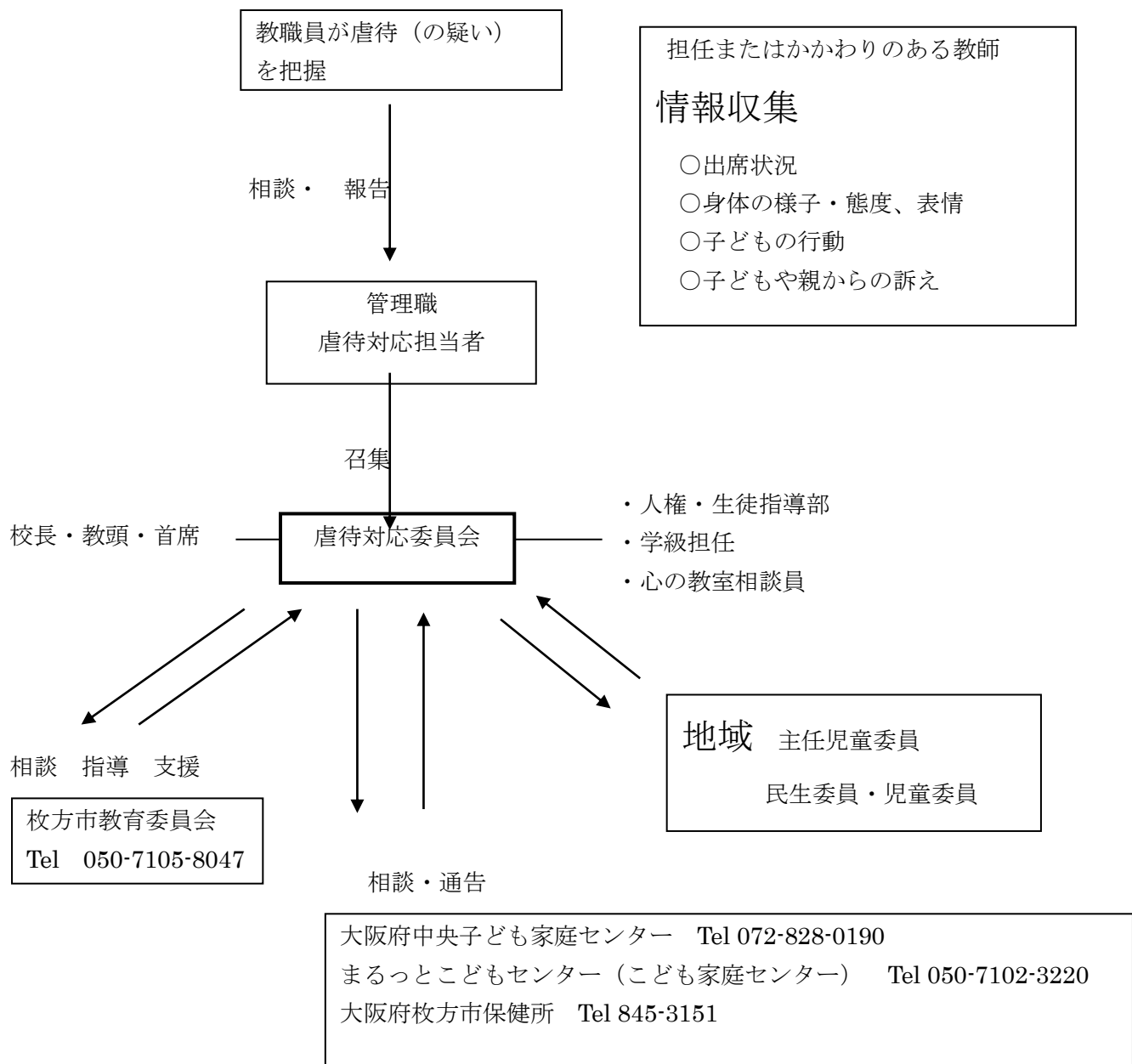
(10) 虐待

		指揮 校長 虐待対応委員会 校長 教頭 教務主任 虐待対応者 生指主担 当該担任・学年
事前 の 危 機 管 理	確認	①各担任 毎日の健康観察時 ②養護教諭 体重測定や内科検診時
	事前 指 導	①教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、教頭及び虐待対応者に報告・連絡・相談をすること ②虐待対応者は、経過を記録すること ③必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開くこと ④児童には困ったことがあれば、すぐに担任や心の教室相談員等本人が相談しやすい人に相談することを指導
	研 修	年に1回程度、研修を行う
発 生 後	初 期 対 応	①重篤なケガは、すぐに子ども家庭センターに通告し、教育委員会へ報告 ②まるっとこどもセンター（こども家庭センター）・教育委員会へ報告し、連携して対応する。虐待担当は経過を記録しておく。 ③必要に応じてケース会議を開催する
	事 後 対 応	①一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう。 ②一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する。 ③継続観察を行う。 ④個人情報には十分な注意を払う。

(11) 情報漏えい（ウイルス・USB紛失等）

		指揮 校長 情報委員会 校長 教頭 首席 情報主担
事前 の 危 機 管 理	確認	①個人情報は内部系パソコンでのみ取り扱う ②外部系パソコンと内部系パソコンの移動のみに専用のUSBを2本使用する ③電子媒体・紙媒体を問わず、個人情報は自宅に持ち帰らない。 ④私物パソコンは持ち込まない
	事前 指 導	①個人情報は、児童の氏名・住所・電話・写真・作品・作文・テストなど、電子媒体や紙媒体を問わず、個人に関わるもの全てであることを念頭に扱うこと。 ②家のパソコンと学校のパソコンメールのメールのやりとりは、暗号化を施し送信すること ③自宅でのファイル作成・修正は、ウイルス対策をされているパソコンで行うこと
	研 修	年に1回程度、研修を行う
事 案 発 生 後	初 期 対 応	①状況を正しく把握する。（ウイルス感染時の状況・紛失時の状況・紛失データの内容等） ② ウイルス感染時には、直ちに全てのパソコンをシャットダウンする ③教育委員会（教育研修担当ICT推進グループ）へ報告する。
	事 後 対 応	①ウイルス感染時には教育委員会からの指示を待ち、許可がでるまで、パソコンを起動しない ②ウイルス感染・もしくは紛失時の状況を詳細に分析し、二度と同じ過ちを起こさない。 ③ 紛失データに個人情報が含まれている場合は、該当の保護者に連絡をとり、説明・謝罪する。 ④必要があるときには、保護者説明会を実施する ⑤ウイルス感染事案・紛失事案の検討を行い、二度と同じ事案を起こさないよう適切な対応をとる

<虐待対応マニュアル>



R6年度版 樟葉西小学校不登校・不登校傾向初期対応マニュアル

児童	学校	
	学級担任	
<p>心のサイン例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□遅刻、早退が多い</li> <li>□体調不良を訴える</li> <li>□月曜日に欠席が多い</li> <li>□表情が暗い</li> <li>□一人で過ごすことが多い</li> </ul> <p>○宿題忘れ、授業が分からない</p> <p>○本人の問題</p> <p>○友人関係のトラブル</p> <p>○教師に対する不信任感</p> <p>○親子関係、家庭環境 等</p>	<p><b>児童理解</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や友達、保護者から話を聞く</li> </ul> <p><b>学年主任に相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導担当、養護教諭に相談</li> <li>・管理職に報告</li> </ul> <p><b>状況の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの情報（観察、面談）</li> <li>・友達からの情報（観察、面談）</li> <li>・教職員からの情報（同学年、前担任、養護教諭）</li> <li>・保護者からの情報（電話、連絡帳、家庭訪問、面談）</li> </ul>	<p><b>学年で対応策を協議</b></p> <p>状況に応じて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会</li> <li>・不登校担当に報告</li> <li>・いじめ対策委員会に報告</li> <li>・虐待対策委員会に報告</li> <li>・心の相談員に相談</li> </ul>
<p><b>2日連続欠席（土日を除く）</b></p> <p>欠席理由が「体調不良」「腹痛」「しんどい」などの場合は要注意。病気欠席の中にも不登校の兆候があるかもしれない。家庭からの連絡があっても「大丈夫だ。」と楽観視しないこと。</p>	<p><b>家庭に電話連絡をする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や本人と話す</li> <li>・学年主任、不登校担当、生徒指導担当、養護教諭に報告</li> </ul>	<p>教職員の電話等を受け、安心して休み、また登校できる。</p>
<p><b>3日連続欠席</b></p> <p>訪問等を受け、心配しながら待っている教職員の気持ちが伝わることで、安心して再登校できる。</p>	<p><b>家庭訪問を行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、本人（可能な範囲で）と会い、話す</li> <li>・学年主任、不登校担当、生徒指導担当、養護教諭、管理職に報告</li> </ul> <p><b>不登校対策委員会を実施（1）</b> 担任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援担当、管理職、SC、SSW、不登校担当</p>	<p>学年会で1週間ごとに状況確認</p>
<p><b>1週間以上連続欠席</b> または <b>月に6日以上欠席</b></p> <p>悩みを抱え、心身のバランスを崩しているかもしれない。 教職員の温かい声掛けが、不登校への移行を防ぐことにつながる。</p>	<p><b>指導方針・体制の確立（役割分担、行動連携）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任は関係者に相談</li> <li>・関係者は学級担任を支援</li> </ul> <p><b>不登校対策委員会を実施（2） ※場合に応じて開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2週間後に状況の確認、共有</li> <li>・今後の支援体制等の評価、見直し、決定</li> <li>・SC や SSW 等の依頼検討</li> </ul>	<p>学年会で1週間ごとに状況確認</p>

①不登校は、初期の対応が大切である。担任が休みがちな児童に気が付いたら、学年主任に相談するなど組織として対応することが大切である。

②不登校の原因は、特定できない場合も多い。原因探しにとらわれることなく、学校と家庭が連携をとって進めていくことで、児童の変容が期待できる。

③適切な登校刺激を与えることは、登校へのきっかけになることも多い。しかし、強い拒否反応が見られるときは、引きこもってしまう場合もあるので、個々のケースに応じて柔軟な指導方針を考える必要がある。

(12) 感染症対策（ノロウイルス・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>緊急対策本部 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	<p>事前指導</p> <p>①平時より感染症予防には手洗い、うがい、正しいマスクの着用などが有効のため、その指導を行う。※ただしマスクの着用は個人の判断にゆだねることを基本とする。</p> <p>②児童、保護者、教職員へ流行している感染症の情報を発信する。</p> <p>③使用する教室での定期的な換気を実施する。</p> <p>④感染症の発症が疑われる児童がいた場合には、保護者に連絡し家庭での休養と経過観察を依頼する。</p> <p>⑤児童に発熱等感染症罹患の疑いのある場合は、速やかに早退ができるよう依頼する。</p>
発生の環境整備	<p>通常時の環境整備</p> <p>①必要と判断した場合にマスクを各部に配布する。</p> <p>②汚染された場所を清潔な布やペーパータオルなどで、複数回、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール等感染症に対して適当な消毒液で拭き取りを行う。</p> <p>③学校長が必要だと判断した場合に学校医に相談し、助言や指導を受ける。</p> <p>④出席停止児童の保護者が来校する場合は、可能な限り他の児童との接触のない時間に依頼する。</p> <p>学校で感染症法に基づく感染症の感染疑い者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染力の強い感染症（ノロウイルス等）の場合、所属教職員により消毒を実施する。感染者の半径 2m程度の範囲、トイレなどの使用があった場合が該当エリアになり、壁や床は飛沫が飛んだり、手が触れたりするところであれば、消毒は必須ではない。</li> <li>・教育委員会で定める学級閉鎖の基準や学校の実情を考慮して学級・学年閉鎖、休校の措置をとる。</li> <li>・ノロウイルスなど感染者の急増があった場合、保健所から状況の聞き取りや対応の指示を受ける。</li> </ul> <p>※感染症対策下における熱中症対策</p> <p>気温が上がる季節にあっては、体が熱さに十分慣れていない、疲れがたまっている等の状況も予想される中、感染症対策を行いつつも熱中症対策を優先させる。</p> <p>&lt;対策ポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エアコンのある教室棟を中心に活動する。</li> <li>○冷房時でも喚気は必要。換気で室内温度が高くなるので、エアコンの設定温度をこまめに調整する。</li> <li>○マスクを着用している場合は、強い不可の作業を避け、のどが渇かなくても定期的な水分補給を心がける。</li> <li>○毎日の検温や風邪症状を含めた体調の確認は熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で休養する。</li> </ul>
備考	<p>校内での対応が困難な場合には、教育委員会と協議し対応に当たることとする。</p>